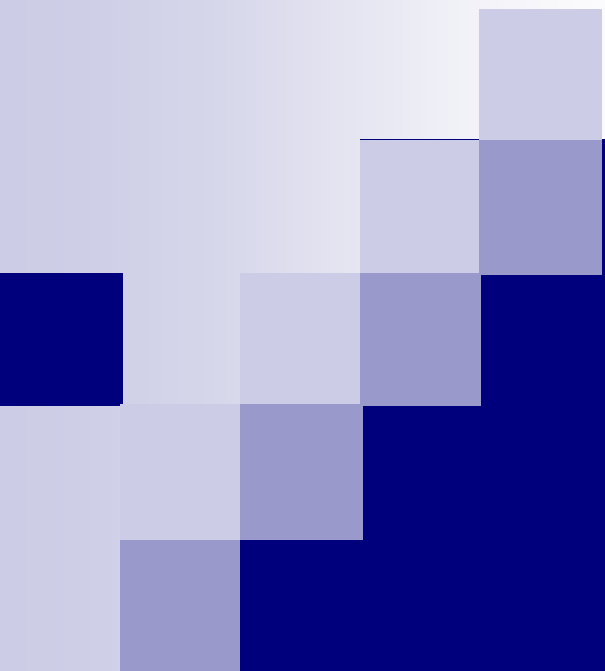




夜勤・交代制勤務を 中心とした労務管理の 留意点について

浅見社会保険労務士事務所

所長 浅見 浩

『雇用の質』の向上に関する動向

厚生労働省の「看護師等の『雇用の質』の向上に関する省内PT」による報告書で、看護業務の改善を抜きに持続可能な医療提供体制や医療安全は確保できないとの視点から、看護業務改善に向けて労務管理体制の確立を求めた。(2011年6月)

※特に課題としてあがっているのは、

- △ 看護職の定着促進・離職防止
- △ 所定外労働時間や3交替制での勤務間隔、2交替制での長時間夜勤
- △ 労働時間管理の組織化・体系化
- △ 多様な働き方に応じた環境づくり(ワーク・ライフ・バランス)

※課題改善の動き

- 医療機関での「労働時間管理者」の明確化
- 労働時間設定改善コンサルタントの支援(現:働き方・休み方改善コンサルタント)
(2011年度は東京・大阪・愛知で先行実施)「医療労働専門相談員」の配置
- 中医協での看護師などの負担軽減に向けた診療報酬改訂の検討

『雇用の質』の向上 3つのポイント

1. 「職場づくり」

看護師長等の経験に依拠した労働時間等管理や育児等との両立の困難さによる離職がみられることから、医療機関においては、労働時間管理者の明確化や職場風土の改善に、行政においては、労働時間設定改善コンサルタントを活用した支援や研修会の実施などに取り組む。

2. 「人づくり」

質と量の両面における人材確保や継続的なキャリア形成支援の必要性から、医療機関においては、新人看護師への研修内容等の充実などに、行政においては、新人看護師から専門性の高い看護師の養成までの体系的な支援、ハローワークやナースセンターの利用促進などに取り組む。

3. 「ネットワークづくり」

地域レベルにおける医療行政、労働行政及び関係者の新たなネットワークづくりの必要性から、都道府県労働局、都道府県、関係団体、地域住民等による協働の枠組みを構築する。

監督指導結果に見る医療保健業の 労働基準法等の法違反の状況(H19~21年分)

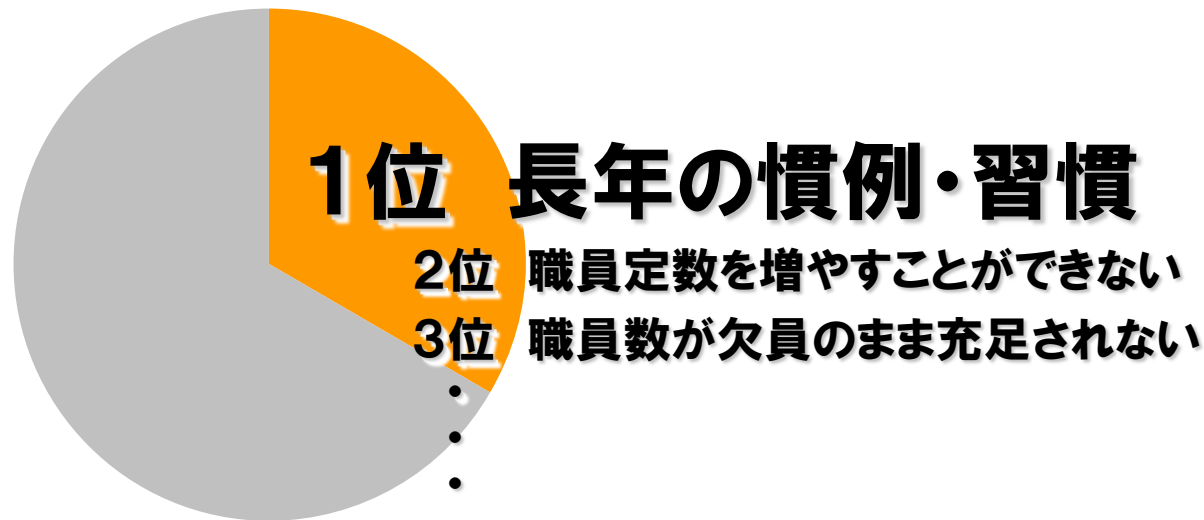
厚生労働省労働基準局資料(2010年7月29日 日本看護協会全国ナースセンター事業担当者会議)

表1	監督実施事業場数 (違反率)		違反状況 (違反率)			
	全産業		労働時間	割増賃金	就業規則	労働条件明示
		医療保健業	医療保健業			
H19年	126,499 67.9%	1,845 79.3%	858 46.3%	632 34.1%	493 26.6%	388 21.0%
H20年	115,993 68.5%	1,386 82.4%	711 48.2%	522 35.4%	381 25.8%	280 19.0%
H21年	100,535 65.0%	1,475 82.4%	781 52.9%	540 36.6%	390 26.4%	295 20.0%
表2	申告受理件数(全産業)(対前年比)		医療保健業(再掲)(対前年比)			
H19年	35,530(+2.1%)		855(+13.4%)			
H20年	39,287(+10.6%)		958(+12.0%)			
H21年	42,472(+8.1%)		881(-8.0%)			

(社)日本看護協会専門職支援中央NC事業部

看護管理者の問題意識

調査:労働時間管理の問題が改善されない原因



「時間外勤務、夜勤・交替制勤務等緊急実態調査」より

調査の結果、労務管理に疑問を感じつつも、長年の慣例・習慣から現状を打破できない看護管理者のジレンマが浮き彫りになっている

労働時間管理問題を改善するために障壁となるもの

- × 現場の抵抗
- × 人件費の増加
- × 看護管理者に労務管理に関する知識が不十分...



まずは所属長自身が労務管理に関する
基本的な知識を身につけることが
現場における労務管理改善の足がかりとなります

夜勤・交代制勤務がもたらす3つのリスク

安全性 のリスク

- サーカディアンリズムに反する夜間の活動により、心身に多面的な影響が及び、注意力が低下することで、事故の発生リスクが高まる

健康 リスク

- 夜勤・交代制勤務の従事者は、短期、中期、長期的な健康上の問題を生じるリスクが高まる

生活性 のリスク

- 生活が大幅にずれる事で、通常の社会的な役割を十分に果たせなくなったり、社会生活上の不利益を被る
- 生じたずれを調整するために、本人や家族の負担が高まる

(社)日本看護協会専門職支援中央NC事業部

日本看護協会「夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」 勤務編成の基準(案)(2012年6月版)

項目	基準
①勤務間隔時間	最低11時間以上の間隔をあける
②勤務の拘束時間の長さ	拘束時間は13時間以内とする
③夜勤回数	3交代制勤務で月8回以内を基本とし、それ以外の勤務は労働時間に応じた回数とする
④夜勤の連続回数	最大2連続(2回)まで
⑤連続勤務日数	5日以内
⑥休憩	夜勤時は1時間以上、日勤時は労働時間・労働負担に応じて適切な時間数を確保する
⑦夜勤時の仮眠時間	夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する
⑧夜勤後の休息(休日を含む)	1回の夜勤後は概ね24時間以上、2回連続夜勤の2回目の夜勤後は概ね48時間以上を確保する
⑨週末の連続休日	少なくとも月1回は土曜・日曜ともに前後に夜勤のない休日をつくる
⑩交代の方向性	正循環の交代周期とする
⑪早朝始業	早出の始業時刻は7時より前は避ける

ここがポイント

「最長夜勤時間」「最低勤務間隔」

国際的な
労働時間基準
を参照した

- ・1日の労働時間(超過勤務を含む)は最長12時間。12時間の継続する休息時間を享受すべき(ILO第157号勧告(看護職員勧告))
- ・24時間ごとに連続11時間の休息を確保、超過勤務を含む勤務時間の上限は13時間(EU労働時間指令)

他業種の
規制の例を
参照した

- ・わが国では「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(大臣告示)」により タクシー、バス、トラック運転手の労働時間の改善を指導
1日の拘束時間上限は13時間・休息11時間が原則。延長の場合も最長16時間・休息8時間

16時間夜勤からの
現実的な
改善ステップとして

- ・16時間夜勤が多数を占める実態があり、長時間勤務是正の現実的な提案として「12時間」を提示

(社)日本看護協会専門職支援中央NC事業部

「ガイドライン」の活用方法

労働時間設定・労働時間管理の改善

*多様な勤務形態、リスクを低減した夜勤体制、法令を順守した労働時間管理、納得できる処遇 などの実現

夜勤・交代制勤務ガイドラインを通じた 改善の方向性の理解と共有

労使の話し合いの
土壌づくり

推進体制

自分たちの勤務を
自分たちで考える

病院の特性・機能

職員の年齢構成

地域性

職場の現状把握と分析

(社)日本看護協会専門職支援中央NC事業部

夜勤負担が増えてしまったスタッフへの「報酬」の例

手当

- 月々一定回数超で1回あたり手当額を増額
- 月々一定回数超で別途定額の手当を支給（段階的に設定）

賞与

- 賞与査定の要素として「夜勤貢献度」を明示
- 評価基準も明らかにしておく

時間

- 連続休暇の優先的付与

……労働時間管理の適正化、交代制勤務の不断の見直し&改善の必要性は言うまでもありません。

(社)日本看護協会専門職支援中央NC事業部

「夜勤専従勤務」者の勤務時間設定

「夜勤時間数月144時間以内」……さてどうする？の実例

複線型処遇

- フルタイム正職員が夜勤専従勤務する期間に適用する「短時間正職員制度」を創設。
- 所定労働時間「144時間」(京都府・T病院・医療法人)

プラス1日型

- 採用時契約は「18日の夜勤＋1日勤務」
- 「1日」は、有給休暇取得か、研修受講で消化(神奈川県・S病院・医療法人)

職務専念義務免除

- フルタイム正職員が夜勤専従勤務する期間、所定労働時間と「144時間」の差「11時間」を「職専免」とすることで解決(石川県・K病院・自治体)

(社)日本看護協会専門職支援中央NC事業部

職場の「働くルール作り」

職場の労働関係法令の順守、労働時間設定改善等は、
「**労使の主体的な取り組み**」によって進められるもの。
行政はこれを「促進するための支援」を行う。（厚労省「看護師等の『雇用の質』向上PT」報告書・関係通知）

職場ごとに
働き方のルールを
作る

- 労使の主体的な話し合いと合意形成に基づくルール作り
- 労使協定、就業規則で規定

ルールを
運用する

- 運用状況のモニタリング
- ルールの見直しと改善

(社)日本看護協会専門職支援中央NC事業部

講師プロフィール

氏 名 浅見 浩

経 歴 1968年 千葉県市川市生まれ
1992年 早稲田大学政治経済学部経済学科 卒業
2004年 株式会社優経マネジメント設立 代表取締役役に就任
2006年 浅見社会保険労務士事務所開設 所長に就任

資格等 社会保険労務士・中小企業診断士

平成22-23年度 日本看護協会 社会経済福祉委員会 委員

平成22-23年度 全日本病院協会 医療業高齢者雇用推進委員会 委員

平成19年度厚生労働省委託 「短時間正職員制度」導入推進事業 委員

平成19年度厚生労働省委託 医療施設経営安定化推進事業 事務局

著 書 「看護管理者の労務管理 かんたんQ&A」 日総研出版

「病医院のための職員トラブル解決マニュアル」 日経BP社（分担執筆）



浅見社会保険労務士事務所

〒162-0833 東京都新宿区筆筈町13 グローバル新神楽坂6階

TEL:03-3513-7258 FAX:03-3513-7259

e-mail:info@asami-sr.com URL : <http://www.asami-sr.com>

<×毛>

<×毛>